

平成19年度税制改正の概要

我が国の租税・印紙収入は、平成2年度の60.1兆円をピークに長期低落の傾向にあったが、平成15年度の43.3兆円を底に回復に転じている。19年度は最近の景気動向を反映して大幅な自然増収となり、前年度当初比7兆5,890億円増の53兆4,670億円と見込まれている。 **図表1**

これまでの税収減は、バブル崩壊以降の経済活動の停滞に伴うものであったが、景気対策等の観点から、所得税、法人税等の減税による下支えを行ってきたこと等にもよる。最近ようやくその効果が景気回復に結びついていると考えられているが、所得税などでは見直しも行われている。 **図表2**

こうした中で、19年度は現下の経済・財政状況を踏まえ、持続的な社会経済の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、我が国経済の成長基盤を整備する観点から減価償却制度の抜本的見直しを行うとともに、中小企業関係税制、国際課税、組織再編税制・信託税制、金融・証券税制、住宅・土地税制、納税環境整備等について所要の措置を講ずる。

減価償却制度

- 減価償却制度については、国際的なイコールフットィングを確保する観点から、19年4月1日以後に取得をする減価償却資産については、償却可能限度額（取得価格の95%）及び残存価格を廃止し、250%定率法を導入するとともに、耐用年数経過時点に1円（備忘価額）まで均等償却ができる。

図表3

- 既存資産（19年3月31日以前に取得をした減価償却資産）については、償却可能限度額に到達後、5年間で1円（備忘価額）まで均等償却ができる。
- 技術の進歩が著しいIT分野（フラットパネルディスプレイ製造設備等）の法定耐用年数を短縮する。

中小企業関係税制

- 中小企業における設備投資・研究開発のための資金確保ないし信用力向上

の観点から内部留保の充実を図ることとし、特定同族会社（1グループの株主による持株割合等が50%超）の留保金課税制度について、適用対象から中小企業（資本金又は出資金が1億円以下の会社）を除外する。 **図表4**

- 実質的な一人会社（特殊支配同族会社）のオーナーへの役員給与の一部を損金不算入とする制度について、適用除外基準である基準所得金額を1,600万円（現行800万円）に引き上げる。 **図表5**
- 中小企業の事業承継円滑化のため、相続時精算課税制度について、取引相場のない株式等の贈与を受ける場合には、一定の要件を満たすときに限り、60歳以上の親からの贈与についてその適用を選択することができることとするとともに、2,500万円の非課税枠を3,000万円に拡大する（これを超える部分については、20%の税率で課税する）。 **図表6**
- ベンチャー企業の創出・発展を促進する観点から、エンジェル税制（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例）の適用期限を2年延長するとともに、適用対象となる企業の要件の緩和及び確認の手の合理化を行う。 **図表7**

国際課税

- 移転価格税制¹について、二重課税に伴う企業の負担を軽減するため、租税条約の相手国との相互協議終了後の更正処分量が確定するまでの間、納税猶予を認める。 **図表8**

組織再編税制・信託税制等

- 組織再編税制について、会社法の施行により19年5月から可能となる三角合併等の対価の柔軟化に伴い、課税の繰延べを可能とするとともに、企業グ

¹ 企業が海外の関連企業との取引価格（移転価格）を通常の価格と異なる金額に設定すれば、一方の利益を他方に移転することが可能となるが、移転価格税制とは、このような海外の関連企業との間の取引を通じた所得の海外移転を防止するため、その移転価格を通常の価格に引き直して課税する制度である。

ループ内の法人間で行われる合併等のうち、軽課税国に存在する実体のない外国親会社の株式を対価とし、国内の合併法人等にも事業の実体が認められないものを除くなど、国際的な租税回避を防止するための措置を講ずる。

図表9

- 信託税制について、信託法の改正による新たな類型の信託等に対応した税制を整備するとともに、租税回避防止の観点から、受益者課税（パススルー課税）を原則としつつ、不当に法人税を回避するような場合には、受託者段階での法人課税を行う等課税の中立・公平を確保するための措置を講ずる。

図表10

- 企業会計基準委員会(ASBJ)において、一定のリース（所有権移転外ファイナンスリース）取引に関する通常の賃貸借取引に係る会計処理の廃止に向けて検討を進めていることにかんがみ、同取引を売買とみなした上で、借手の減価償却の方法についての規定を整備する等所要の措置を講ずる。 図表11

金融・証券税制

- 上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の特例の適用期限を1年延長する。 図表12

住宅・土地税制

- 住宅ローン減税について、三位一体改革による税源移譲に伴い中低所得者層の減税額が減少することを踏まえ、計画的な持家取得の支援のため、19年及び20年の入居者を対象として、控除期間を15年に延長した制度と現行制度との選択適用を認める特例措置を講ずる。 図表13
- 高齢者等が、自己の居住する住宅のバリアフリー改修工事等を行った場合に、その工事費用に充てるための住宅ローンを有するときは、その残高(1,000万円を限度)の一定割合を5年にわたり所得税額から控除する制度を創設するとともに、現行住宅ローン減税の対象となる増改築の範囲に、バリアフリー改修工事を追加する。 図表14

- 住宅用財産の譲渡に係る課税の特例(買換え特例及び譲渡損失の繰越控除)の適用期限を3年延長する。

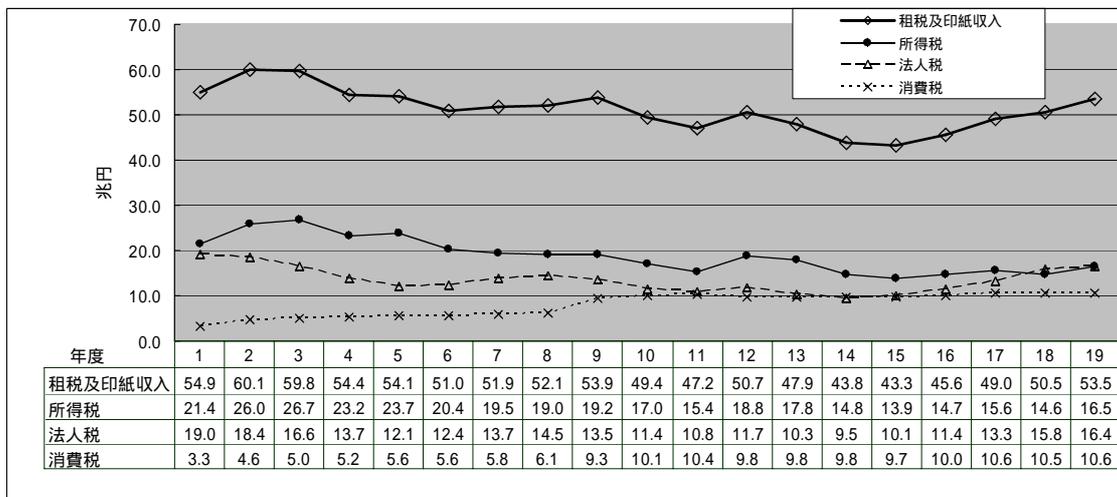
納税環境整備

- 電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税の税額控除制度を創設するとともに、税務手続の電子化促進措置(電子申告における第三者作成書類の添付省略等)を講ずる。
- コンビニエンス・ストアで納税できる制度を創設するとともに、コンビニエンスストアの窓口で納税者が金銭を交付した日に国税の納付があったものとみなして、利子税、延滞税等を適用する。

その他

- 寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額等の40%(現行30%)に引き上げる。
- 民間による再チャレンジ支援を促進するため、(1)再チャレンジ支援の事業を実施する民間企業に対する寄附(直接型)又は、(2)再チャレンジ支援の事業を実施する民間企業等に対して、助成を行う公益法人に対する寄附(間接型)について、税制上の優遇措置を講じる。 **図表15**
- 地域の自立的かつ持続的な発展を実現するため、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案」に基づく「基本計画」を策定した地域において、国内と海外との立地を競争的に選択している蓋然性が高い業種の企業が新規立地を行い、新たに取得した建物及び機械等に対する特別償却(機械等15%、建物等8%)制度を創設する。

図表1 税収額の推移



(備考) 17年度までは決算、18年度は補正後予算、19年度は当初予算

(出典) 政府税調資料等より作成

図表2 これまでの主な税制改正

平成元年度	個別間接税の整理合理化を行い、消費税の創設(税率 3%)を行うなど、抜本的税制改革が行われた。
平成6年度	景気対策の観点から、単年度の措置として、所得税額から20%(住民税も20%)を控除する定率減税が行われた。
平成7年度	所得税(税率構造の累進緩和、基礎控除・配偶者控除等の人的控除の引上げ、給与所得控除の引上げ等)の制度減税が行われた。 また、景気対策の観点からいわゆる二階建て減税として、所得税額から15%(住民税も15%)を控除する、単年度の定率減税が行われた。
平成8年度	引き続き単年度の措置として、所得税額から15%(住民税も15%)を控除する定率減税が行われた。
平成9年度	消費税等の改正(消費税率の引上げ:3% 4%、地方消費税(1%)の創設、中小事業者に対する特例措置の見直し)が行われた。
平成10年度	定額減税(本人1万8,000円、配偶者等9,000円)が行われたが、さらに、年度途中に減税額の積み増し(本人2万円、配偶者等1万円)がなされた。
平成11年度	恒久的な減税として、所得税の最高税率の引下げ(50% 37%)(個人住民税も15% 13%)、法人税の税率引下げ(34.5% 30%)(法人事業税も11% 9.6%)が行われたほか、11年度以降、所得税額から20%(住民税は15%)を控除する恒久的定率減税も行われた。
平成15年度	所得税の配偶者特別控除(上乘せ部分)が廃止されるとともに、消費税の事業者免税点の引下げ(3,000 1,000万円)、簡易課税適用上限の引下げ(2億 5,000万円)が行われた。
平成17年度	所得税の定率減税が半減された。
平成18年度	税源移譲に伴う所得課税の税率区分の変更が行われるとともに、定率減税が廃止された。

図表3 減価償却制度の見直し

【改正案】

<p>1. 新規取得資産について償却可能限度額（取得価格の95%）及び残存価額を廃止し、1円（備忘価額）まで償却できるようカーブを見直す（250%定率法の導入）。</p> <p>〔250%定率法とは、まず、定額法の償却率（1 / 耐用年数）を2.5倍した率を償却率とする定率法により償却費を計算し、この償却費が一定の金額を下回る事業年度から残存年数による均等償却に切り替えて、耐用年数経過時点に1円まで償却する方法をいう。〕</p> <p>2. 既存の資産については、償却可能限度額に到達後5年間で均等償却できるとする。</p> <p>3. 以下の設備について法定耐用年数を短縮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フラットパネルディスプレイ製造設備 （10年 5年） ・ フラットパネル用フィルム材料製造設備 （10年 5年） ・ 半導体用フォトレジスト製造設備 （8年 5年）

（出典）財務省資料より作成

【減価償却制度の主要国比較】

（2006年1月現在）

		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	韓国
償却方法	建物	定額法	定額法	定額法 （事務所、店舗等は償却不可）	定額法	定額法	定額法
	機械装置	定額法・定率法選択	原則150%定率法又は200%定率法（注2） 但し、定額法の選択が可能	定率法	定額法・定率法選択 但し、定率法の場合定額法の償却率の2倍又は20%のどちらか低い方を限度	原則定額法 但し、償却期間が3年以上にわたる一定の機械、設備等について定率法を選択可能	定額法・定率法選択
償却期間	建物（注1）	21～50年	27.5年又は39年	定額法（4%）で償却 （償却期間が定められているわけではない）	定額法（3%）で償却 （償却期間が定められているわけではない）	通常一般に使用される期間	40年（注4）
	機械装置	2～25年	3～20年	定率法（25%）で償却 （償却期間が定められているわけではない）	3～33年		5～20年（注4）
償却可能限度額		95%	100%	100%	100%（注3）	100%	100%
残存価額		10%	なし	なし	なし	なし	5%（注5）

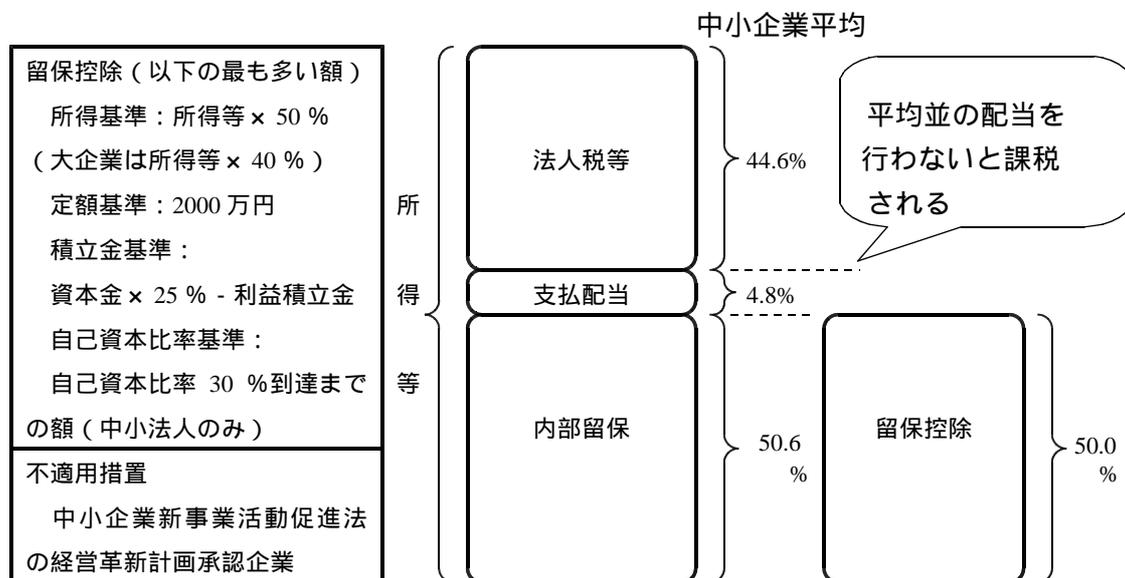
- （注）
1. 建物は鉄筋コンクリート造の場合。
 2. アメリカの200%定率法（150%定率法）とは、耐用年数に対応する定額法の償却率の2倍（1.5倍）又は、残存償却期間に対応する定額法の償却率のうちいずれが高い方を適用する制度である。
 3. ただし、備忘価額1ユーロ。
 4. 納税者が、標準耐用年数の上下25%の範囲内で耐用年数を選択することができる。
 5. 定率法を選択した場合は残存価額を5%として償却する（当該残存価額は耐用年数経過の翌年に償却できる）。定額法の場合は残存価額はない。

（出典）政府税調資料より作成

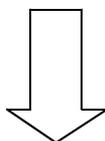
図表4 中小同族会社に対する留保金課税制度の撤廃

【現行制度】

対象法人：同族関係者1グループで株式等50%超保有



$$\text{税額} = \left[\text{所得等} - (\text{法人税等} + \text{支払配当}) - \text{留保控除} \right] \times \text{税率} (10 \sim 20 \%)$$



【改正後】

留保金課税の適用対象から資本金又は出資金の額が1億円以下の会社を除外する

（出典）経済産業省資料等より作成

図表5 実質的な一人会社のオーナー役員への役員給与の損金算入制限措置の見直し
〔法律改正なし（政令改正）〕

【改正案】

本制度の適用除外基準である基準所得金額を 1,600 万円（現行 800 万円）に引き上げる。
（注）平成 19 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用

【現行制度】

実質的な一人会社のオーナーへの役員給与について、「経費の二重控除」に相当する部分（給与所得控除相当部分）の法人段階での損金算入を制限
〔平成 18 年度税制改正で措置〕

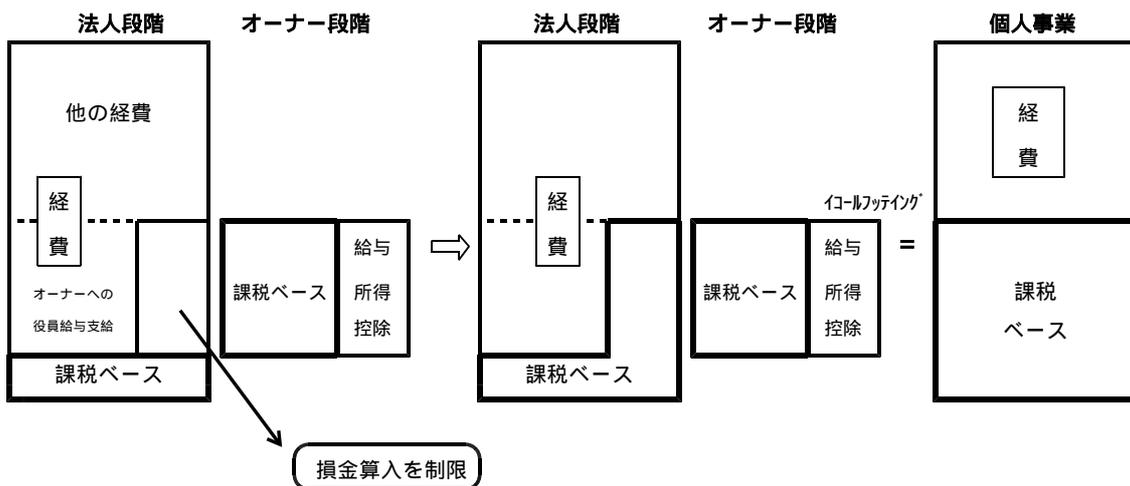
適用対象：実質的な一人会社（オーナー及びその同族関係者が株式の 90 % 以上を保有し、かつ、常務に従事する役員の大過半数を占めている同族会社）

適用除外：基準所得金額（個人事業所得相当部分の所得）

年 800 万円以下である場合 【改正案】年 1,600 万円

年 800 万円超年 3,000 万円以下であり、かつ、当該所得に占めるオーナー給与の割合が 50 % 以下である場合 【改正案】年 1,600 万円

（参 考）

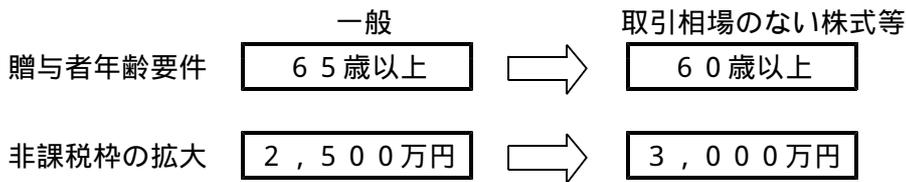


（出典）財務省資料より作成

図表6 取引相場のない株式等に係る相続時精算課税制度の特例の創設

【改正案】

事業承継をするために贈与者（親）から贈与を受けた取引相場のない株式等については、相続時精算課税制度に係る贈与者年齢要件を60歳に引き下げるとともに、非課税枠を拡大（500万円の上乗せ）する。
（平成19年1月1日から平成20年12月31日までの贈与について適用）



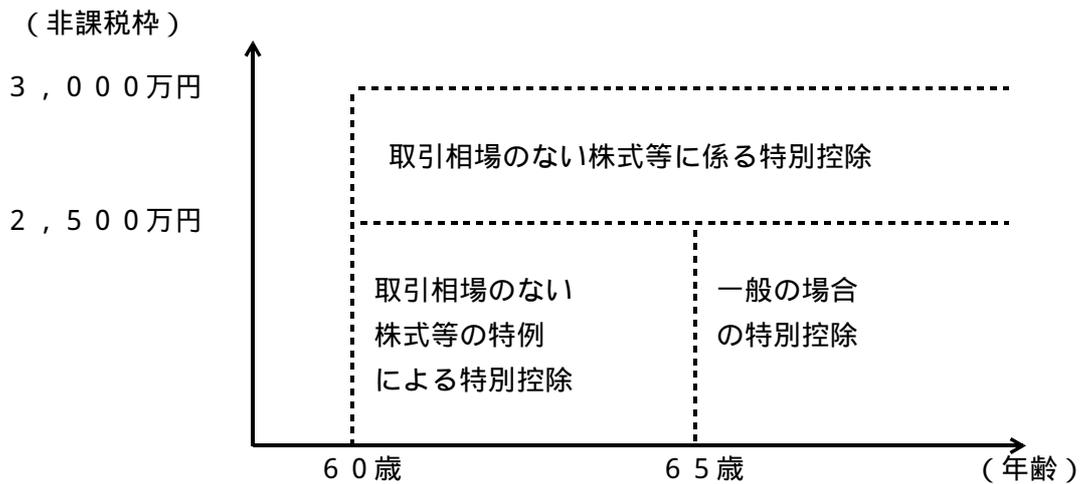
主な要件

当該会社の発行済株式等の総額（相続税評価額ベース）が20億円未満であること。
受贈者が当該会社の発行済株式等の総数の50%超、かつ、議決権の50%超を有していること。

受贈者が会社の代表者として当該会社の経営に従事していること。

については、特例の選択時から4年を経過した時に満たしている必要がある。

非課税枠のイメージ



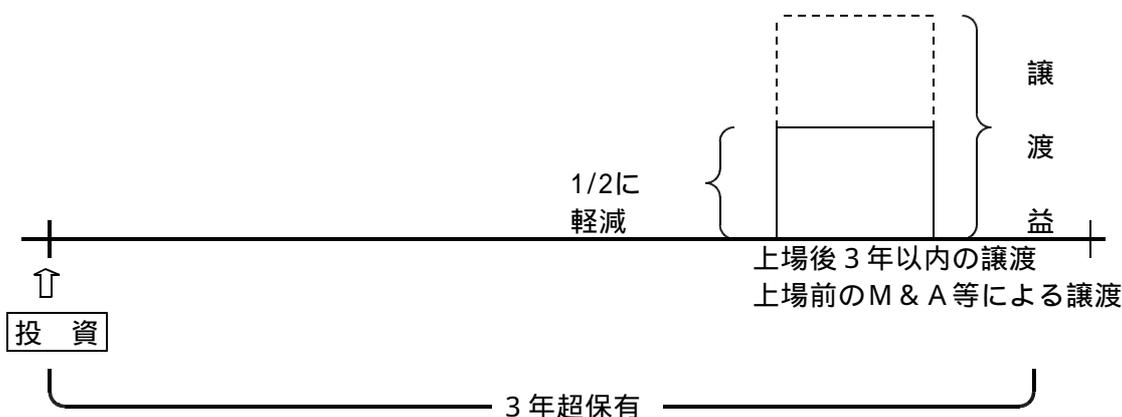
（出典）財務省資料より作成

図表7 エンジェル税制の見直し

1 譲渡益に対する2分の1課税の特例を2年延長

【現行】 適用期限 平成19年3月31日までに取得した株式について適用

【改正案】 平成21年3月31日まで2年延長



譲渡の日において3年超保有していた特定株式を、上場後3年以内又は上場前のM&A等により譲渡したときは、その譲渡益(税負担)を2分の1に軽減

2 適用対象企業の要件の緩和

(1) サービス業や小売業などを行うベンチャー企業も広くエンジェル税制の対象にする観点から、対象となるベンチャー企業の要件を次のとおり緩和する。

〔中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則の改正〕

企業の設立経過年数	現行	改正案
1年未満	研究者が2人以上で全従業員等の10%以上であること	「開発者が2人以上で全従業員等の10%以上であること」という要件を満たす企業も対象に追加
1年以上2年未満	試験研究費等が売上高の3%超であること	同上
2年以上5年未満	同上	「売上高成長率が25%以上であること」という要件を満たす企業も対象に追加

(注) 1 「開発者」とは、技術開発者、商品企画者、マーケティング担当者等をいう。

2 「売上高成長率」とは、前々期の売上高に対する前期の売上高の伸び率又は第1期から前期までの売上高の平均の伸び率をいう。

(2) 地域再生法の特定地域再生事業会社の従業員要件を10人以上(現行:20人以上)に緩和する。〔地域再生法施行規則の改正〕

3 適用対象企業の確認手続の合理化

ベンチャー企業が広く投資を呼び込むことを可能にする観点から、エンジェル税制の要件に該当するベンチャー企業であるかどうかの確認手続について、現行の投資を受けた都度確認を受ける方法のほか、毎年度事前に確認を受ける方法を追加する。

〔中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則の改正〕

(出典) 財務省資料より作成

図表8 二重課税に伴う企業負担軽減のための納税の猶予（移転価格税制）

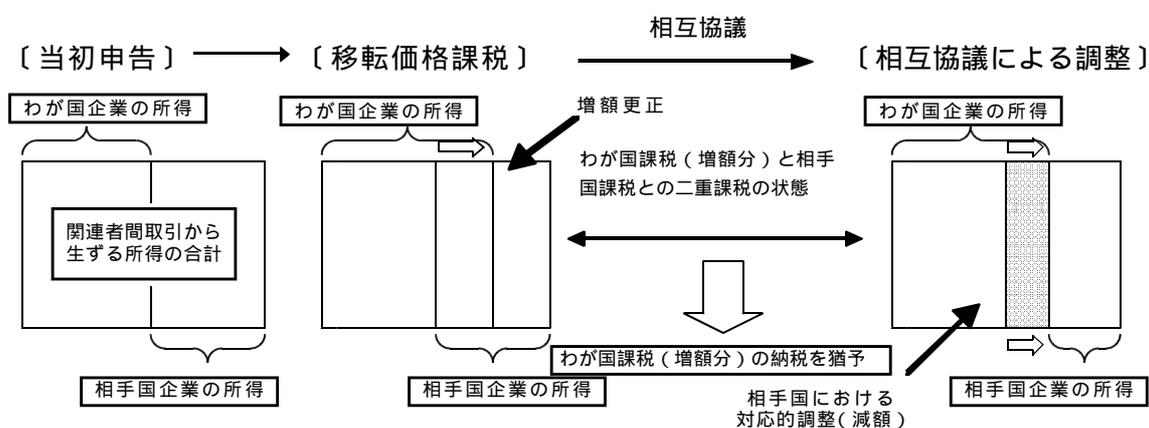
【改正案】

移転価格税制について、租税条約の相手国との相互協議に係る納税猶予制度を創設する。

（移転価格税制の概要）

内国法人が海外の関連企業との間で取引を行う場合には、その取引に係る所得の海外移転を防止するため、その取引価格を通常取引価格（独立企業間価格）に引き直して課税所得を計算することとされている。

（二重課税に伴う企業負担の軽減）



（出典）財務省資料より作成

図表9 三角合併等に関する課税繰延への適格要件

【改正案】

現行の組織再編税制の枠組みを基本とした上で、合併等対価として、合併法人等の100%親法人の株式のみを交付する場合も課税繰延べが可能なものとする。

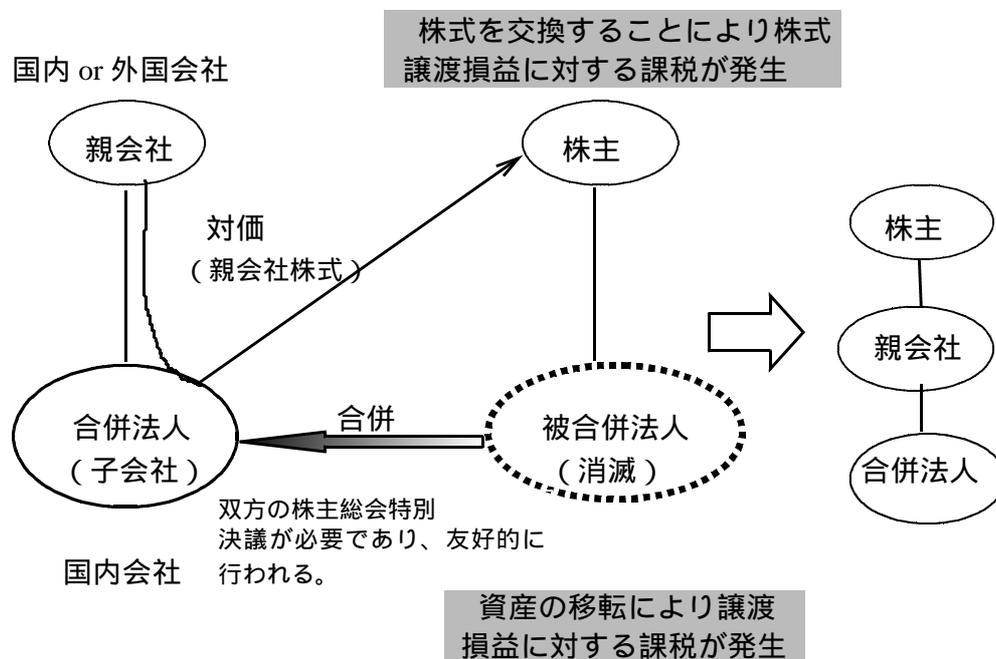
【現行組織再編税制における適格要件】

合併に関する課税繰延べ要件は以下のとおり。

- (1) 合併対価の要件
 - ・合併法人株式以外の資産の交付がされないこと
- (2) 合併当事者間（合併法人と被合併法人）の要件

企業グループ内の合併		共同事業を営むための合併
100%グループ内	50%超グループ内	
<ul style="list-style-type: none"> ・100%関係の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・50%超関係の継続 ・従業員の引継ぎ（80%以上） ・主要な事業の引継 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併法人株式の継続保有 ・事業関連性 ・事業規模が5倍を超えないこと又は特定役員の引継ぎ ・従業者の引継ぎ（80%以上） ・事業の継続

【三角合併の例】



対価が合併法人株式でないため現行では課税繰延べは認められない。

(出典) 財務省資料、経済産業省資料より作成

図表10 信託における法人税の回避への対応

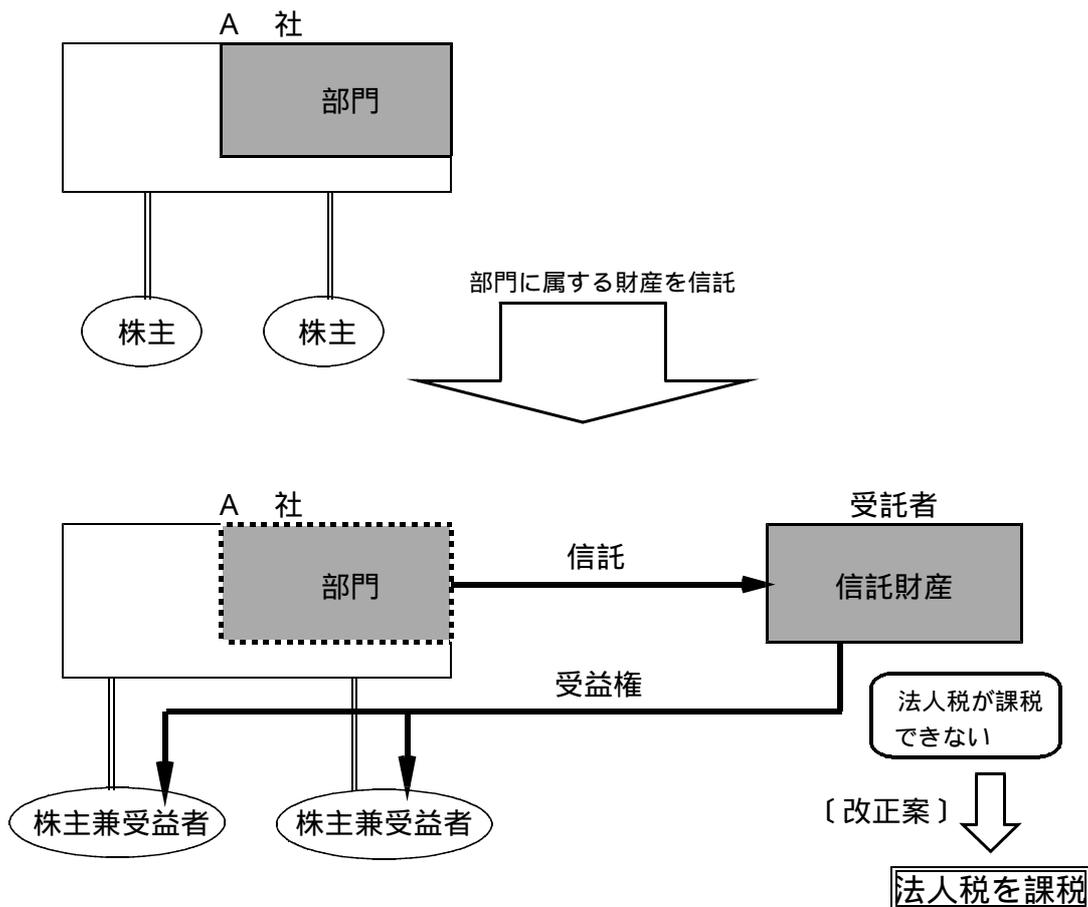
法人が委託者となる信託のうち、次の類型に該当するものについては、法人税の回避を防止する観点から、その受託者に対し、受託者の信託財産から生ずる所得について法人税を課税する。

重要な事業の信託で、受益権の過半を当該法人の株主に交付するもの（信託財産の種類がおおむね同一である場合等を除く。）

長期（信託期間20年超）の自己信託等（主たる信託財産が耐用年数20年超の減価償却資産である場合等を除く。）

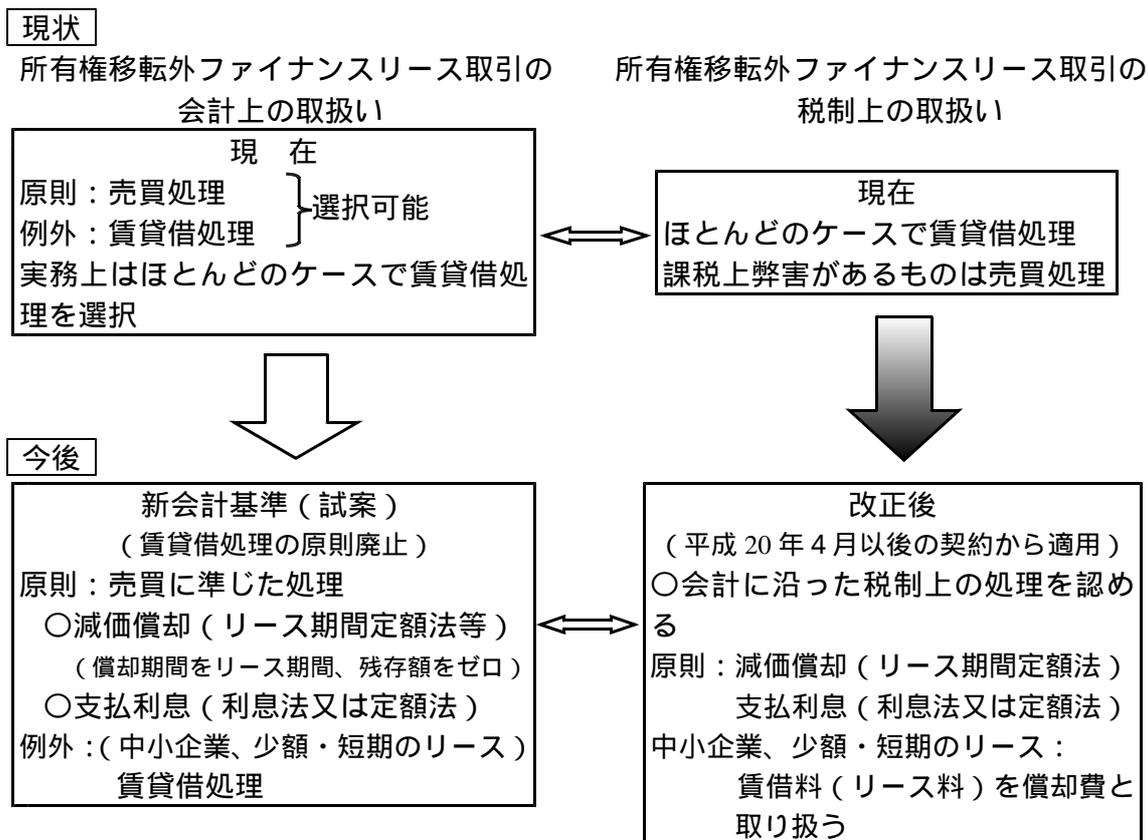
損益分配の操作が可能である自己信託等

〔事例 重要事業の信託〕
 法人が本来行っている事業が信託され、受益権がその法人の株主に交付された場合に、事業収益に対する法人税が課税できない。



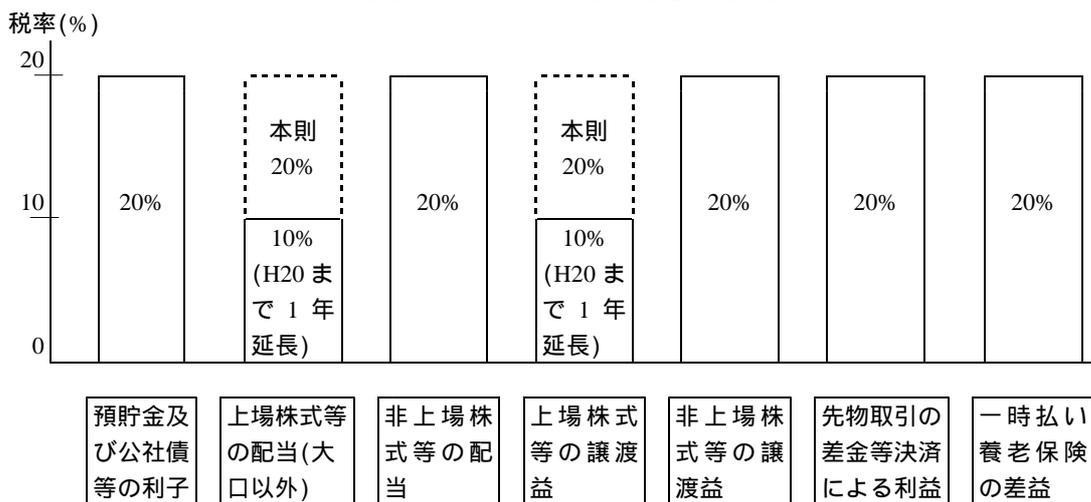
(出典) 財務省資料より作成

図表11 リース会計基準の変更に伴う所要の税制措置（借り手側）



（出典）政府税調資料、経済産業省資料より作成

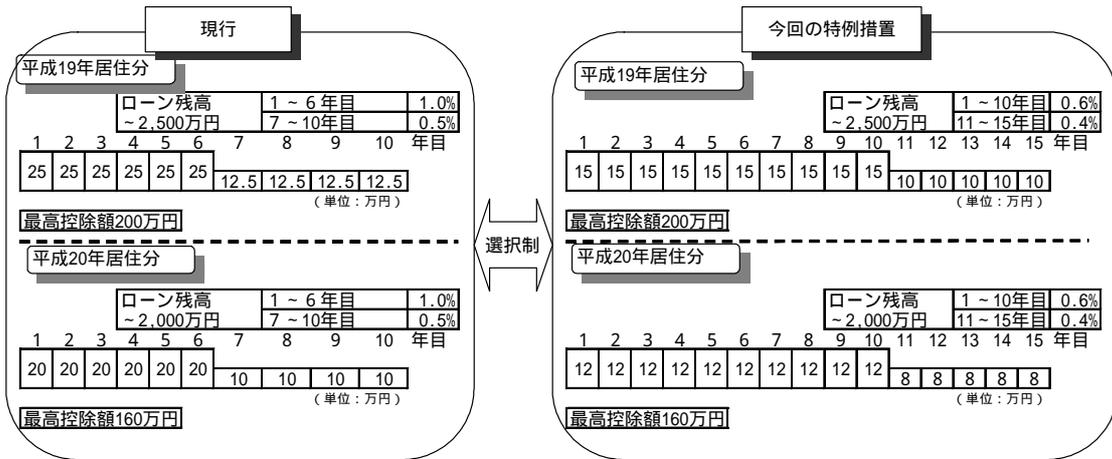
図表12 主な金融商品の税率



- （注） 1．上記のほか、「定期積金の給付補てん金」や「抵当証券の利息」等も20%源泉分離課税とされている。
 2．上記税率には、所得税のほか、個人住民税を含む。
 3．配当は源泉徴収税率である。原則として総合課税であるが、上場株式等（大口以外）及び少額の非上場株式等の配当については、申告不要とすることができる。

（出典）政府税調資料より作成

図表13 住宅ローン減税



(出典) 財務省資料より作成

図表14 住宅のバリアフリー改修促進税制の創設

適用対象者	50歳以上の者、 要介護又は要支援の認定を受けている者、 障害者である者、 居住者の親族のうち 若しくは に該当する者又は65歳以上の者のいずれかと同居している者
控除率	<ul style="list-style-type: none"> 一定のバリアフリー改修工事に係る工事費用から補助金等を控除した金額(200万円を限度)に相当する住宅ローンの年末残高の2.0%を控除(現行の住宅ローン減税は1.0%又は0.5%) 上記以外の住宅ローンの年末残高の1.0%を控除
対象借入金	<ul style="list-style-type: none"> 償還期間が5年以上の住宅ローンを対象(現行の住宅ローン減税は10年以上のローンのみ) 死亡時一括償還による住宅ローンも対象(現行の住宅ローン減税では対象外)
対象工事	バリアフリー改修工事費用(補助金、介護保険給付をもって充てる部分を除く)が30万円超のもの(現行の増改築による住宅ローン減税は工事費用100万円超が対象)
選択制	現行の住宅ローン減税又は税源移譲に対応した控除額の特例との選択制

対象となるバリアフリー改修工事

廊下の幅	手すりの設置
階段の勾配の緩和	屋内の段差の解消
浴室改良	引き戸への取替え工事
便所改良	床表面の滑り止め化

バリアフリー改修工事の証明主体

住宅品質確保法に基づく登録性能評価機関
建築基準法に基づく指定確認検査機関
建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士

特例の控除額の計算

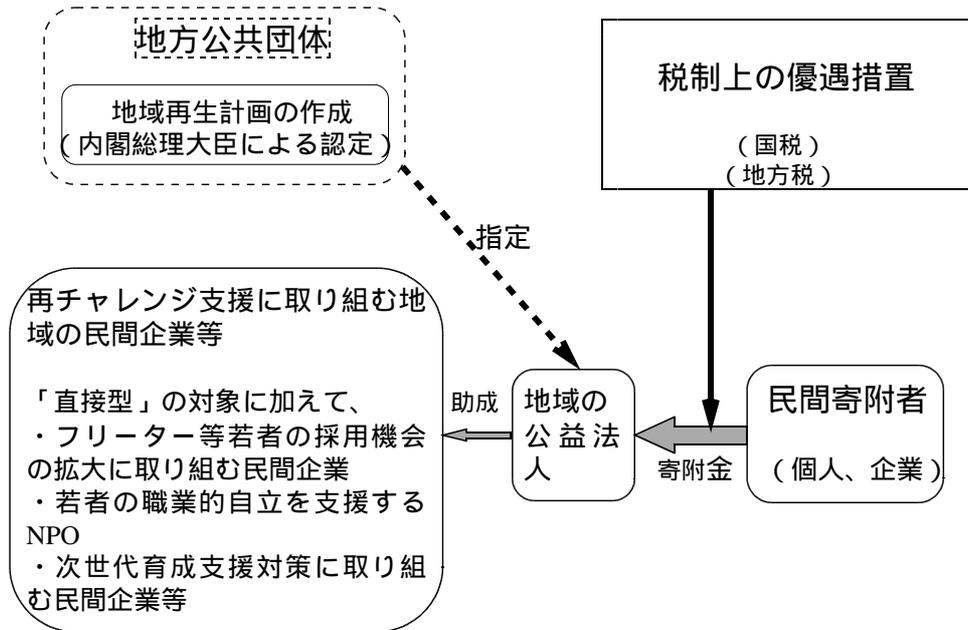
《対象工事 + の合計で1,000万円を限度》						
	ローン残高	控除年	控除率			
増改築工事費用	~ 1,000万円	1~5年目	1.0%			
うちバリアフリー改修工事費用	~ 200万円	1~5年目	2.0%			
平19.4.1~	1	2	3	4	5	年目
平20.12.31 居住分	8万円	8万円	8万円	8万円	8万円	
最高控除額60万円	4万円	4万円	4万円	4万円	4万円	

(出典) 財務省資料より作成

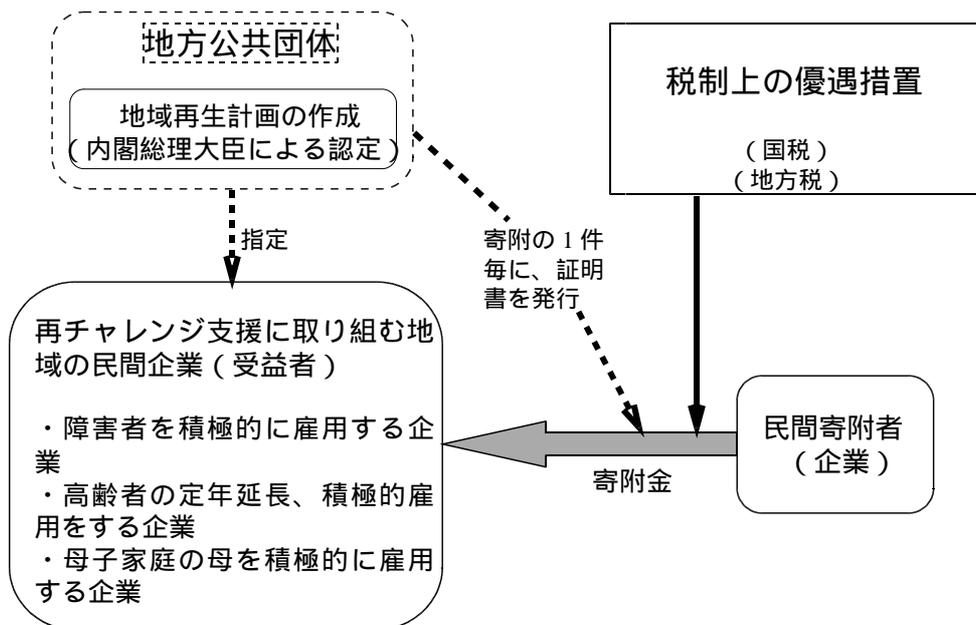
図表15 再チャレンジ支援寄附金税制の創設

○ 民間の力(寄附)による、再チャレンジ支援に取り組む企業等への支援を、税制上優遇

1. 地域の公益法人を利用した「間接型」寄附



2. 民間から民間への「直接型」寄附



(出典) 内閣府資料より作成